

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 26 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 10 月 9 日（木） 9:59～12:16

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

早川座長、伊藤専門委員、内田専門委員、生出専門委員、河合専門委員、近藤専門委員、
佐々木専門委員、武見専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、橋本専門委員、福代専門委員、
宗像専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

（専門参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について（食品安全
委員会（平成 20 年 9 月 4 日開催第 253 回会合）提出資料）

資料 2 企画専門調査会専門委員から事前にご提出いただいたご意見と修正案

資料 3 第 10 回消費者行政推進会議資料（平成 20 年 9 月 8 日開催）

参考資料 1 食品安全委員会の 5 年間の取組と今後の課題（食品安全委員会とともに考える
セッション 1 特別委員会（平成 20 年 9 月 17 日開催）見上委員長講演資料）

参考資料 2 食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化みんなで守ろう食の安全～
開催に当たって（当日配布全体資料）

参考資料 3 食品安全委員会の 5 年の歩み

6. 議事内容

◆大久保総務課長 宗像専門委員はちょっと遅れるようでございますので、早川座長、よろしくお
願いいたします。

◆早川座長 それでは、定刻より少し早いですが、宗像専門委員が少し遅れられるということを除
きまして、専門委員には御出席いただいておりますので、ただ今から企画専門調査会第 26 回会合
を開催いたしたいと思います。

本日は、15 名の専門委員とともに、服部専門参考人が御出席で、清水座長代理が御欠席でござい
ます。

また、食品安全委員会から、担当委員であります長尾委員、畑江委員とともに、見上委員長、小
泉委員、廣瀬委員、本間委員にも御出席いただいております。

続きまして、議事に入らせていただきます前に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

◆大久保総務課長 本日は、お手元に 6 点ほど資料を用意させていただいております。

資料 1 が「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について（食品安全委員
会（平成 20 年 9 月 4 日開催第 253 回会合）提出資料）」。横長のものがございます。

資料 2 が「企画専門調査会専門委員から事前にご提出いただいたご意見と修正案」。横長のもの
でございます。

資料 3 が「第 10 回消費者行政推進会議資料（平成 20 年 9 月 8 日開催）の抜粋」。

参考資料 1 が「食品安全委員会の 5 年間の取組と今後の課題（食品安全委員会とともに考える
セッション 1 特別委員会（平成 20 年 9 月 17 日開催）見上委員長講演資料）」。

参考資料 2 が「食品安全委員会とともに考える ～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全
～ 開催に当たって（当日配布全体資料）」。

参考資料 3 が「食品安全委員会の 5 年の歩み」。

以上でございます。もし何かございましたら、お手を挙げていただければと思います。

(1) 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について

◆早川座長 資料の方は、よろしゅうございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日はお手元に「企画専門調査会 第26回会合 議事次第」というものがございますが、これに従いまして、「(1) 食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について」御審議をいただくことにしておりますので、よろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、まず事務局から資料1に基づきまして、9月4日に開催されました第253回食品安全委員会会合で取りまとめられた「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について」というものを説明していただきます。

続きまして、資料2に基づきまして、各専門委員の皆様から事前に提出していただいた御意見について、各専門委員から簡単に御紹介いただいた上で、その盛り込み方について審議いたしたいと思っております。

最後に、論点整理全体についての審議を行いたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。それでは、「食品安全委員会の改善に向けた検討に当たっての論点の整理について」事務局から御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、資料1に基づきまして、基本的に御説明させていただきたいと思えます。今回の「委員会の業務全体の改善に向けた検討」は、委員会も5年経ったということで1つの節目を迎えていることも踏まえて、全体を見直していこうということでございます。

実は参考資料1、2、3と3つ配らせていただいております。9月17日、18日に一種の記念事業といたしまして、三田共用会議所で意見交換等を行ったところでございます。

参考資料1は、そのときに見上委員長から「食品安全委員会の5年間の取組と今後の課題」ということで御講演いただいたものでございます。

参考資料2は、これまでの5年間の歩みを簡単にまとめたものということで、当日お配りさせていただいたものです。

参考資料3は、今までの5年の歩みをある程度詳細にまとめたもので、ホームページ上で公開しているものでございます。

やはり今後の議論を進めていくに当たって、この5年間どういう歩みを進めてきたのかということとを若干振り返って、その上で、論点について御説明させていただくということで、とりあえず参

考資料1、見上委員長が使った資料でございますけれども、これで委員会としての全体の流れと今後の課題として、どんなことを意識しているかを簡単に御説明させていただきたいと思います。

それでは、参考資料1、パワーポイントの2段になっているものでございます。

1 ページの下段で、食品安全委員会自体、食品安全基本法もそうでございますけれども、平成15年にできました。その大きな背景としては、ここに書いてございますような食生活を取り巻く大きな環境変化があったということが背景になっております。

2 ページにいただいてしまして、15年の大きな改正、BSEの問題があったということがございますけれども、そういう中で新しい枠組みとしてどういう考え方を基礎にしているかということがここでまとめられております。

いずれにせよ、食品につきましては、生産から消費までの各段階での安全性の確保を図っていくんだということと、どんな食品にもリスクがあるという前提で、これを科学的に評価し、管理するという考え方。「リスク分析手法」と呼んでいますが、これを基礎にして組み立てていくということとでございました。

そして、下に書いてございますが、その要素として、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」、リスク分析の3つの要素となっております、正に食品安全委員会はこのうちのリスク評価を担うということでございます。

したがいまして、今回の改善の検討に当たっても、こういう機能分担の中で私どもはリスク評価を担当しておりますので、そういう枠組みの中で何をやっていくか。これがあくまでも前提となっていくというところでございます。

3 ページにまいりまして、御承知のとおり、食品安全委員会は15年7月にできました。リスク評価を関係各省から独立してやるということで、内閣府に置かれたということでございます。

下の段にいきまして「食品安全委員会の役割」としては、当然、中核となる「リスク評価」。また「緊急時対応」、「リスクコミュニケーション」というのは、御承知のとおりでございます。

4 ページへまいりまして、上段でございます。どういう構成かといいますと、御承知のとおり、委員会は7人の委員から構成されていますが、その下に現段階では14の専門調査会がある。

横断的なものとして、「企画」、「緊急時対応」、「リスクコミュニケーション」。

また、評価関係では、大きく3つのグループがそれぞれあるわけでございます。

専門委員は延べ247名の皆さんに御協力いただき、職員数は常勤で59名、技術参与34名という体制でございます。

これまでどんなリスク評価をやってきたか。そもそもの成り立ちの中でBSEというのは非常に大きな問題でございました。そういうものをやるとともに、主なものを簡単に紹介させていただいて

おります。

5 ページにまいりまして、主な歩みです。これは飛ばさせていただきます。

それでは、今までどういうリスク評価をやってきたかという実績でございますが、これは自ら評価の4件も含めてでございます。厚労省、農水省からの評価要請がほとんどでございますが、合計で1,045件受けております。7月30日現在で、評価が終了したものは621件、6割強という状況でございます。

6 ページにまいりまして、リスクコミュニケーションでございます。御承知のとおり、委員会、専門調査会はすべて原則公開。また、議事録もホームページで掲載し公表しています。

また、これまでの間、意見交換会も325回。

意見・情報募集も362回やっています。

下の段にまいりますと、そのときどきの折々で「委員長談話」ということで重要な発信をしています。直近では7月31日に、我が国におけるBSEの現状に関する委員長談話というものを発表していただいております。

7 ページ以降が成果と課題でございます。

これまでの5年間を振り返りまして、どんなことが成果と言えるのだろうかということを考えると、やはりリスク分析が定着化しつつあるということが1つ言えるのではないだろうか。正に食品安全委員会、科学に基づく中立公正なリスク評価を行うということは理解されてきているのではないだろうか。

また、リスク評価、リスク管理の機能分担の中で、私どももリスク管理機関と連携し、牽制、緊張の関係を保つということもできつつあるのではないだろうかと考えております。

リスク評価プロセス、透明性の向上ということで、先ほども申し上げましたけれども、審議の過程あるいは審議に用いたデータは基本的に公開していくということで、これはかなりの前進を見ているのではないだろうかと考えております。

リスクコミュニケーションでございますけれども、いろいろな課題があるのは事実と考えておりますが、いわゆる基礎作りはできてきているのではないだろうか。意見交換会なり意見・情報の募集という手法をやるということは定着しているだろうと思うとともに、また地域においてもいろいろな取組が生じてきていると感じております。

情報提供という面でいえば、ファクトシートやQ&A、先ほどございました委員長談話、そういう公表なり、ここに書いている様々なものを通じて、積極的に情報提供、公開をしてきたと考えております。

そういう中で、改善に向けた検討ということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、

7月1日が5周年ということでございます。そういう中で、この節目をとらえて、やはり委員会業務全体を見直していく必要があるだろうと考えるとともに、今般の消費者庁の動きの中でも委員会の改革については、いろいろ指摘がされているところでございます。

これらを踏まえまして、改革の検討に当たっては、1つは科学に基づいた客観的、中立公正な立場で食品安全委員会はリスク評価をやっていく。これは変わらない立場でございます。どうやってこの機能を十分果たせるようにしていくのか。これは中核として考えていく必要があるだろうと考えております。

その一方で、いろいろな指摘、期待、課題を御指摘いただいているところでございます。この改善に向けて、どういうふうに機能・強化を図っていくかということが重要と考えてございます。

8ページからは、個別分野ごとの課題として、どんなものをとらえているかということでまとめさせていただいております。

上段でございますが、1つはリスク評価関係でございます。全般的にいいますと、やはり審議体制・方法の見直しについては、この5年間、順次改善を一步一步進めてきております。とはいいつつ、先ほども申し上げましたように、評価が終わっているのは6割強ということで、まだ終わっていないものも多数あるのが現状でございます。

また、平成18年度にポジティブリスト制度ができましたけれども、これに伴いまして、評価件数が増えましたし、今後もどんどん出てくる。また、新技術の開発等で新しいものも出てくるということで、評価需要というものは今後大きくなっていくだろうと思っております。

リスク評価というのは、慎重に安全性を見ていくということが重要でございますが、そういう中で、効果的、効率的にどう運営を図っていくか。これもまた重要な要素だろうと考えております。

下の段でございます。自ら評価関係でございます。

これについては、企画専門調査会で御審議いただいているところでございますが、やはり委員会が自らの判断でリスク評価を独自に決定していくというのは、非常に重要な意義があるわけでございます。

そういう中で、案件数が少ないとか、消費者の関心の高い案件を評価してほしいという要請なり指摘があるところでございます。

これ以外の選定のプロセス等について、もう一度、検証してみる必要があるだろうと思っておりますとともに、やはり自ら評価をやっていくために必要なデータなり情報の収集・解析能力というものが必要でございます。この辺の体制強化を図っていくというのが、大きな課題としては残っているだろうと思っております。

9ページ目でございます。

上段でございますが、リスクコミュニケーション関係ということで、現状として、そもそも評価というものが難しいということが基礎としてございますが、その結果、内容が分かりにくいということがあり、意見交換等において双方向性が十分保たれていないのではないかと御指摘があるところでございます。

それと、先ほど言いましたように、地方においてもいろいろ芽生えが出てきておりますけれども、地域の中でも実際に取組姿勢については、まだ温度差があるというのが事実だと思います。

また、地域の中核的な人材を育成していくということで、指導者育成講座等を実施しておりますけれども、これもまだ始まったばかりの段階だということを認識しているところでございます。

そういう中で、課題といたしましては、分かりやすい資料。そもそも難しいものでございますが、それをどう分かりやすく作っていくのか。また、より一層参加型の意見交換会をやっていくなり、意見・情報の募集についても改善する必要があるかもしれません。

その辺を1つの課題としてとらえておくとともに、これは私どもだけでできる話ではなくて、基礎は地方公共団体が地域の中でいかにやっていくかということが重要な視点でございます。したがって、その主体的な取組へどう支援していくか。また連携していくのか。この辺が1つの課題であろうと考えております。

下の段の情報発信・情報提供でございますけれども、よく言われるのはリスク分析は定着しつつあるといいながら、まだ十分浸透していないのではないかと御指摘もあります。

また、そもそも委員会の活動全体、役割が理解されているのだろうかというところの指摘もあります。

今、食品の問題について、国民が不安を抱える中で、それを解消する情報の発信、提供をどうできるのか。この辺が大きな問題だろうと思っております。

そういう中で、課題としては多様な媒体・手段を積極的に活用して、より分かりやすく情報提供をしていくという点があります。

また、国民が不安を抱えている問題について、委員長談話等を節目で出しておりますけれども、タイムリーにどう発信していくのか。この辺があるのではないかと思っております。

最後 10 ページの上の方でございますけれども、委員会活動の国際化・国際連携という中で、現状はグローバル化がどんどん進んでおります。そういう中で、国際基準作成へ日本国、私どもとしても積極的に参加していく。これは重要であろう。

また、それとともに国際基準と国内基準の整合性を図っていく。こういう視点も必要だろうと思っております。

先ほども申しましたが、ポジティブリスト制度導入ということで、評価案件はどんどん増える。

逆にいいますと、国際的動向を注視しながらやっていくものが多くなってきております。そういう中で、海外の情報をどう迅速に入手するのか。評価手法をどう調和させていくのか。国際的な作業協力でどう参加していくのか。この辺が大きな視点になるだろうと思っております。

そういう中で課題といたしましては、繰り返しになるかもしれませんが、情報交換・共有、国際的な共同評価への参画等、国際機関なり外国機関との連携があります。これをどう強化していくのか。

また、EFSA とは基本協定といいますか、協力の枠組みを作るということで、今、文書を作成しておりますけれども、そういうものをより一層強化していくことが重要であると考えております。

というような問題意識を持ちつつ、今回、改善に向けた検討を実施していくということで、これについては年内に骨格を取りまとめて、年度内には最終的な取りまとめを行いたいということで考えておるといふ全体的な流れでございます。

申し訳ございません。長くなりましたが、そういう背景を踏まえて、資料1でございます。

資料1は、一番上に書いてございますように、9月4日の253回会合で、いわゆる親委員会で御議論いただきまして、若干、意見が出ましたので、修正した現在の段階のものと御認識いただきたいと思っております。

表紙に書いてございますように、食品安全委員会の改善に向けた検討をこれから進めていく中で、過去に関係者からいろいろな御指摘なり意見が寄せられております。まずは出発点として、それを整理して、これから改善に向けた具体策を検討するに当たって、道筋、アプローチの仕方をこういう形でやったらどうだろうかという内容のものでございます。

ここに書いてございますけれども、情報源として、企画専門調査会でいろいろ議論いただいたことや、食品安全モニターなり食の安全ダイヤル、消費者団体等からの意見あるいは関係団体、有識者との懇談の中で出てきたものや、国会議事録あるいは今回の消費者行政推進会議の御議論、国民生活審議会での議論、それらの中からピックアップしていったという内容のものでございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。ここではとりあえず3つの段でまとめさせていただいております。

1番右側は「指摘等の情報源」です。これは先ほど御説明しました情報のものが書かれております。

そして、ここからいろいろな御指摘を拾いまして、それについては、真ん中の段「関係者からの指摘等の要旨」で、どんなことが言われているかということを取りあえずピックアップさせていただいたということでございます。したがって、これはかなり幅広く拾っております。もしかしたら、リスク管理措置の問題であったり、あるいは委員会だけではなく、様々な関係者とともに考

えなければならない問題も含まれているかもしれません。

また、制度的な問題で、委員会で考えるには対象にしにくいものも若干入っているかもしれませんが、いずれにせよ幅広く、とりあえず拾わせていただいたということでございます。

ここでのいろいろな指摘の中で最大公約数的に要素を拾いまして、大きなくくりとして考えていく論点をまとめたのが左側の「検討すべき論点」でございます。

したがいまして、今後の検討に当たっては、大きな論点についてどういう改善策を考えていくかという中で、当然その要素となってくる「関係者からの指摘等の要旨」、真ん中の欄のものです。ここで指摘されたことを踏まえながら改善策を検討していく形になると思います。ただ、この要旨一つひとつについて、1対1対応で何かをやっていくことになるかどうかは、検討の段階でもう少し詰めさせていただきたいとは思っております。

そういう形でまとめたものですから、「検討すべき論点」のレベルは、かなり大きいものから小さいものまで差があるのは事実だと思いますが、ただ、今後の検討に当たっての道しるべとしては、大小様々でございますが、論点に沿って改善策を検討しつつ、最終的な報告書なりまとめの段階では、その辺はうまく整理していきたいと思っております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

1 ページの「1 リスク評価」関係でございます。

1 番上の段で「(1) 自ら評価」関係でございます。

「検討すべき論点」としては、「①自ら評価の実施件数及び選定基準・方法を見直せないか」ということで、主にいただいている「関係者からの指摘等の要旨」としては、実施件数が少ないということであったり、過去に基準が設定されていても ADI がないものなどについては、積極的に自ら評価をしていくべきではないかとか、消費者の声をもっと取り上げるべきではないか等々の指摘を踏まえたものでございます。

「②自ら評価案件について、審議計画を明確にできないか（評価一般とも関連）」というところで、内容的には、優先順位が不明確である。あるいはいつまでに評価を行うか、目標を設定すべきではないかということが寄せられているところでございます。

「(2) 評価一般」でございます。

これについては「①評価要請を受けた案件をもっと迅速に処理できないのか」。内容としては、先ほど御説明したように、未処理案件がまだ多いということ。それを片付けるためには、評価体制を強化すべきでないか。また、評価に時間がかかり過ぎているのではないかなど等の指摘があるところでございます。

「②評価方法や評価内容について見直せないか」ということで、専門調査会の公開の範囲であり

ましたり、事業者のヒアリング、あるいは評価のデータの関係、国際基準との関係等々の御指摘があるところでございます。

「③過去の評価結果を最新の知見で見直すシステムを取り入れられないか（（１）の①の関連）」ということで、これは「関係者からの指摘等の要旨」が空欄になっておりますが、これは「関係者からの指摘等の要旨」と「検討すべき論点」が同じなので、あえて書いていないという整理でございます。

「④審議計画を明確にできないか（（１）の②の関連）」。これは上とも同じでございますけれども、評価の期限目標を設定すべきではないかとか、評価がどのような段階にあるのか大まかに示すことができないか等の指摘があるところでございます。

２ページ目にまいりまして「２ リスク管理措置等への関与（食品安全モニター、食の安全ダイヤルを含む）」ということでまとめさせていただいております。

「（１） 勧告権・建議権等」ということで「検討すべき論点」といたしましては「①関係各大臣への勧告権、意見具申権が活用されていないのではないか」。

「（２） 関係各大臣の施策の実施状況の監視（モニタリング）の機能は十分に機能しているか」というところでございます。

「関係者からの指摘等の要旨」としては、今までに勧告権を行使したことがないということ。

また、リスク管理機関への働きかけをもっと積極的に行った方がいいのではないかという御指摘があるところでございます。

「（２） 食品安全モニター」関係でございます。この辺になりますと「検討すべき論点」がかなり細かくなりますが、とりあえずまとめさせていただいております。

「①モニターの活動内容をもっと改善できないか」。例えば課題報告の回数を増やすべきではないかとか、随時報告が書きにくい、出しにくいということが指摘されております。

「②モニターの資格を見直せないか」。それについては、資格要件をもっと緩和した方がいいのではないかとすることがあるとともに、有資格者による質の高い情報提供を目指すべきという御意見もございます。

「③モニター活動の成果をもっと施策形成に反映できないか」というところでございます。

「④モニター会議をもっと改善できないか」。この辺になりますと、評価する点もありますけれども、改善を求める点もいろいろ出てきているところでございます。

「（３） 食の安全ダイヤル」につきましては、「①食の安全ダイヤルに対する国民の認知度を高められないか」というところがございます。

４ページ目にまいりまして「３ 情報提供」としております。

「①国民に対してもっと分かりやすい情報を提供できないか」。「関係者からの指摘等の要旨」としては、評価内容がそもそも難しいということがあります、理解しにくいということがあるようでございます。

その一方、評価する点としても、食品安全行政の平成 15 年の改革によって、行政がオープンになったということが言われております。

「②社会に発信されている不適切な情報に対して、食品安全委員会は反論等をすべきではないか」ということもございます。

「③情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか」。「関係者からの指摘等の要旨」としては、地方公共団体への働きかけをもっと行っていったらという御指摘かと思います。

「④ホームページをもっと改善できないか」。

「⑤メールマガジンをもっと改善できないか」ということで、この辺も専門的でわかりにくいなり、読みにくい等々のことが言われているところでございます。

「⑥情報発信手段の多様化をもっと図れないか」ということで、IT を持たない人に対してどう提供していくのかということが指摘されております。

6 ページは「4 広報」としてまとめさせていただいております。

「①食品安全委員会の活動等が国民に十分理解されていないのではないか」ということで「改善を求める視点」としては、食品安全委員会の存在意義をもっと理解されるようにするべきではないか。あるいはリスク評価をもっと周知すべきではないか。また、食品安全委員会は評価としてはレベルが高いことをやっているけれども、その実態がもっと伝わるようにすべきではないかという指摘があります。

「評価する視点」としては、4 年前の改革によって、行政も劇的によくなったと評価しているところもあるようでございます。

「②国民に対する食品安全の広報にもっと力を入れるべきではないか」。

「③マスメディアとよりよい関係を築いていけないか」。

「④季刊誌をもっと改善できないか」。

「⑤DVD をもっと改善できないか」ということが言われております。

8 ページは「5 リスクコミュニケーション（意見交換会等）」という形で多少限定しております。

先ほどの情報提供、広報、リスクコミュニケーションの辺は、かなりダブるところがありまして、現段階ではこういう分類でやっておりますけれども、改善策なりまとめる段階では全体をもう一度整理する必要があると思っておりますが、とりあえず考えていく道しるべとしては、こういう形に

させていただいております。

「①食品安全委員会のリスクコミュニケーションをもっと有効に機能させられないか」ということで「評価する視点」としては、委員会ができて消費者のゼロリスクを求める意識も変わってきているのではないかという点があります。

「改善を求める視点」のところに書いておりますが、そうは言いつつ、BSE では全頭検査が行われているわけで、その辺はリスクコミュニケーションが果たして十分だったのかという御指摘もあるところでございます。

「②リスクコミュニケーションは一部の人との間のものに留まっていないか」。

「③リスクコミュニケーションをもっと双方向のものにできないか」というようなことが言われております。

「④食品安全委員会はリスクコミュニケーションでもっと主導的役割を果たせないか」。

「⑤消費者に分かりやすいリスクコミュニケーションへ改善できないか」ということが指摘されております。

「⑥意見交換会の開催方法等をもっと改善できないか」。この辺になりますと、かなり細かいことがいろいろなところで言われております。

「⑦リスクコミュニケーション推進事業をもっと改善できないか」。これはいわゆる地域における指導者育成事業なりリスクコミュニケーターの講座等々でございしますが、そういう事業をもっと改善できないのかということで、内容としては、リスクコミュニケーターの育成をやっておりますけれども、その活用場をもっと検討すべきではないかというところがございます。

「⑧全国食品安全連絡会議をもっと改善できないか」。これは私どもと地方自治体との連絡会議でございますけれども、それをもっと改善できないのか。

「⑨リスクコミュニケーション専門調査会の審議内容をもっと改善できないか」ということが言われております。

10 ページは「6 食品（消費者啓発）」とさせていただいております。

「①ジュニア食品安全委員会をもっと充実できないか」。

「②食育をもっと充実できないか」ということで、食育関係では「改善を求める視点」のところがございますけれども、主に教育現場なり教育関係との連携をどう図っていくかということが問題意識としては大きいようでございます。

「③食の安全に関する消費者教育をもっと充実できないか」というところがございます。

11 ページは「7 意見・情報の募集（パブリックコメント）」関係でございます。

「①食品安全委員会は消費者等が意見・情報の募集（パブリックコメント）を出し易くなるよう

もっと改善できないか」ということで、やはり内容が難しいということが根っこにあるようでございます。

「②食品安全委員会に寄せられた意見が施策に十分反映されないのではないか」。

「③意見募集等で集まった意見やその回答を業務の改善にもっと結びつけられないか」という問題意識がございます。

12 ページは「8 緊急時対応」関係でございます。

最近、冷凍ギョウザにしろ、いろいろ出てまいりましたけれども、そういう中で「①緊急時における食品安全委員会の役割をもっと明確にできないか」という視点です。

「②食品安全委員会の緊急時の体制をもっと改善できないか」。

「③食品安全委員会の緊急時における情報発信のあり方を見直せないか」という「検討すべき論点」がございます。

13 ページは「9 委員会運営全般」ということでまとめさせていただいております。これは前のところでも、個別に関係するところが出てきているとは思いますが。

「①食品安全委員会の体制（人材面）をもっと改善できないか」ということで、特に、事務局体制を強化すべきではないか。事務局職員、これは厚労省、農水省からの出向者が多いわけで、その辺を改善すべきではないか。高度の専門性を持つ人を確保、養成していく必要があるだろう。また、研究機関や大学との連携、働きかけ、この辺をやるべきとの指摘を受けております。

「②食品安全委員会の研究機能を強化できないか」ということで、よく言われますのは独自の研究機関（機能）を持つべきではないかということ。また、食品安全委員会は当然データ等が必要なわけで、研究・調査ができる体制を作るべきではないかということをいっております。

「③食品安全委員会の予算をもっと充実できないか」。

「④食品安全委員会委員及び専門委員の専任のあり方を見直せないか」。

「⑤食品安全委員会は政策評価（事後評価）のあり方を改善できないか」ということで、事業の実施状況だと思いますが、この辺をもっときちんとチェックして評価していく。その辺の在り方を改善できないか。

大きくはこのようなことがまとめられているところでございます。

冒頭、言い忘れましたけれども、現在、消費者庁の設立という動きがございます。ここでは消費者庁との関係、連携については別途整理するということで、その論点は外しております。これはまた委員会の方で追って整理していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明の内容につきまして御質問等がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

なお、できれば、ここでは内容についての質問にさせていただいて、文言等の修正、変更につきましては、これから各専門委員の事前提出意見あるいはここでのそれぞれの先生方からの御意見を伺うという場を設定して、その後に整理を行うことにさせていただきたいと思います。ここでは一応この内容について、全体として何か御質問があれば、お伺いしたいということでございます。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。最初からくぎを刺したみたいな発言になってしまったかも知れませんが、もう少し自由に御発言いただいても結構でございます。お願いいたします。

◆本間委員 13 ページの「9」は、いろいろな専門のことを調査しなければならないということが正にあるわけでございますけれども、実際には専門調査会に専門家がちゃんとおられる場合と、いない場合もあるように思いまして、例えば学会の存在は考えられる余地があるんだろうかという気がいたします。

確かに学会といってもいろいろな学会がありまして、1 つは例えば日本学術会議にちゃんと参加登録しておられるきちんとした法人組織を持っているというのも必要かもしれませんが、ある専門のところへ短期的に、スポットの場合でも、見解、参考意見を求める。それは個人ではなくて、学会としてどのようにお考えになっているかということを活用することはできないかと考えております。

提案であります。

◆早川座長 ありがとうございます。それは御提案として、1 つの課題として考えるべきことかと思えます。

外にいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。内容については、後ほど御議論いただくことにいたします。

引き続きまして、資料2に基づきまして、各専門委員の皆様方から事前に提出いただきました御意見がございます。これについて簡単に御紹介をいただいた後に、事務局から今の段階ではそれをどういうふうに盛り込んだかということについて、御説明をお願いいたしたいと思えます。

それでは、まず資料2でございますが、佐々木専門委員から御意見をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

◆佐々木専門委員 佐々木です。意見を出して自分で説明するはめに陥るとは思っていませんでしたので、簡単に説明したいと思います。

資料1でまとめられている内容とかなり重複しているかとは思いますが、私としては、やはり食品安全委員会としてきちんと国民から信頼される組織になってほしいということから、大きく2つにまとめて意見を出させていただきました。

今回一番重視したのは、食品安全委員会本来の任務といいますか、仕事といいますか、リスク評価そのものを強化していただきたいということです。未処理案件が多いというのは問題だと思います。

それから、たくさん評価書が出ていますけれども、評価書ごとに少々ばらつきがあるように思えるということです。

公募型で研究を委託している課題が幾つかありますけれども、公募型研究の進め方そのものにも限界があるのではないかと私自身経験していることがありまして、そういうことをまとめてみました。

次にリスク評価の結果をどのように伝えていくのか。あるいは理解してもらうのかという点から、リスクコミュニケーションの問題について考えてみました。

リスク評価の強化については、資料にもかなり書かれていますので簡単に説明したいと思います。

現在の委員会、事務局全体を含めてですが、今の体制では諮問案件を迅速かつ高いレベルで評価するには限界があるのではないかと思います。特に評価に関わる調査や研究が諮問を受けてからスタートするというのでは当然遅いわけです。そういうことを日常から調査・研究する専門機関、諮問を委託する管理機関との日常的な連携等々がありますので、先ほど本間委員からもありましたけれども、研究者や専門家のサポート体制を構築する必要があるのではないかと思います。

評価書全体のレベルということであれば、例えば引用文献の用い方ですとか文言の使い方などの見栄えの問題から、引用している文献結果が最新ではない場合もたまに見受けられることがありましたので、評価書そのもののレベルを向上するためのミニマムスタンダードというか、チェックリストというか、評価原則というか、そのようなものが共通してあればいいと感じております。

現在、評価のガイドラインをそれぞれの専門調査会で作っているところもありますが、その1つ上の大きな、食品安全委員会が評価する際のガイドラインみたいなものが必要ではないかと思います。

それから、修正があります。私の「追加すべき論点（課題）」の2段目の「●評価書の平準化およびレベル向上および評価後の新たな知見に対する検討が必要」の下に「●・評価そのものの検証

を行う委員会またはワーキンググループの設置」とありますが、これは「検証」ではなくて「評価」です。学会でも論文を受け付けるときには、論文審査というものがありまして、論文としてちゃんと体裁が整っているか、正しいかという審査があるんですけども、評価書を出すときにも、そういう審査というか評価があってもよろしいのではないかという感じがしました。

リスクコミュニケーションについては、専門調査会で膨大な報告書が出ていますが、やはりリスク評価そのものを分かりやすく表現することと、どのようにそれを国民全体あるいは産業、事業者全体に伝えていくのかという2つで書いてみました。

1つ前提としてあるのが、日本における食品の安全確保がそもそもどのように確保されているのかということが余り知られていないのではないかと思います。ですから、リスク分析というのか、リスクアナリシスについて知ってもらう必要があると当然思うのですが、その前に例えば地域の保健所ですとか、あるいは国全体の厚労省なり農水省がどのように働いて日常の食品の安全が確保されているのかということについて知っていただかないと、リスク分析の重要性もなかなか分かっていただけないと思います。そういう点でいくと、食品安全に係る教育も必要でしょうし、実際に評価している内容を分かりやすく表現するという取組みも必要だと思いました。

それから、この間の緊急時の情報伝達ということでいいますと、食品安全委員会にかなり期待されている部分は大きいと思います。私自身、この意見を考えているときに様々な事件が起こりまして、一番手っ取り早いのはホームページですから、関連する行政機関を開いても情報が出ていないわけです。そういったときに、食品安全委員会から臨時号のメールマガジンがきたり、ホームページにいち早く掲載していただくことで、情報の入り口を見つけたということがありました。関係者に聞いても、やはり食品安全委員会の窓口が一番早かったのではないかとおっしゃっていました。

伝え方はいろいろ検討しなければならないと思うんですが、関連機関あるいは地方行政等々を含めて、何かあったときあるいは日常の勉強をするとき、ここを開いたら食品安全情報が出ているというようなポータルサイトを是非作っていただきたいと思いました。

教育との関係でいくと、個別の名前を出してもあれですけども、NHKの『週刊こどもニュース』というものがいろいろ解説してしまして、大人でも時事問題が分かりやすいと感じまして、ああいう食品の安全に関するテレビ番組が将来的に持てればいいと思いました。

それから、パブリシティを高めるといいますか、やはり常に情報を出し続けて、こちらからお願いするのではなくて、マスメディアが是非取り上げたいというような情報の出し方ということも考えていただきたいと思いました。

細かいところは資料に書かれていますので、お読み取りいただきたいと思います。食品安全委員会ができて5年ということですが、それ以前から食品安全にはいろいろと携わってきましたけれど

も、本当にこの5年間の変化というのは大きいです。消費者の立場から見ますと、リスク評価の経過がわかる、あるいはそれに使われた資料を実際に見ることができるというのは、以前は全く考えられなかったということです。

食品安全委員会が本当に最新の科学的知見に基づいて、客観的とか中立公正とかいろいろ食品安全基本法には書かれていますけれども、国民や消費者にプロセスを公開しながら、評価した結果を納得してもらえる、そういう機関になることを期待しております。

実際に出した項目は思いつくままに並べておりますので、当然できる、できないというのはあるかと思いますが、是非御検討いただければと思っております。

長くなりました。済みません。

◆早川座長 それぞれ重要な御指摘でした。どうもありがとうございました。今の御意見をどう盛り込むかにつきましては、また後ほどということにいたします。

引き続きまして、服部専門参考人からよろしくお願いいたします。

◆服部専門参考人 それでは、服部からコメントを幾つか説明させていただきます。私は、農薬業界におりまして、実際に審議をお願いしている立場という点もございますけれども、多少私個人の意見にプラスして、業界の関係者の意見も述べさせていただきました。

主に2点になるわけですが、評価については、先ほど事務局から6割というお話はありますけれども、農薬等に限ってみればかなり処理案件が少ない。今後ポジティブリスト制度の問題もあり、トータルで評価しなければいけない数というのは800を超している状況で、まだまだ未処理案件がある。そういう中で評価を迅速にできないかという点で、何点かのコメントを差し上げました。

諸外国、例えばアメリカまたヨーロッパもそうですけれども、リスク評価をする多くの部局では、専任の担当者を置いているところが非常に多いわけです。アメリカのEPAもそうですし、ヨーロッパ、イギリス等々もそうですけれども、やはり処理案件の迅速化又は専門性を図る意味では、何点か出ていますけれども、専任の人又は専任の機関の設置、研究機関の設置が望まれるのではなからうかと考えてございます。

それから、評価方法ですが、先ほど佐々木専門委員からもありましたけれども、評価をどうするのか。何でもそうですけれども、例えば発がん性の評価はどういうふうに考えるのかというリスク評価の考え方に関するガイドライン、又は考え方というものをもっと明確に作っていったらいいのではないかという点もございます。併せて、事務局の強化という意味でコメントを差し上げました。

下の2つですけれども、最近の事例を見てみますと、確かにホームページ等々にはいち早く食品安全委員会の見解が出ている。又は情報が出ているんですけれども、それが国民の目になかなか届かないところがあるのではなかろうか。マスコミ等を利用して、積極的に情報の発信ができないのか。

それによって、例えば今回の事故米の問題もそうですけれども、国民の中で不安が増長していくことに対して、専門家、リスク評価機関としてのコメントというものをもうちょっと積極的に出せないかということコメントさせていただきました。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、谷口専門委員からよろしくお願いいたします。

◆谷口専門委員 谷口です。余り説明が得意でないので、御理解いただけるどうか不安なのですが、説明させていただきます。

私が企画専門調査会に参加させていただくようになって1年になりました。その間に気がついたことですけれども、前年度の運営計画のフォローアップだったり、運営状況の報告書の意見の交換だったりという会議の後、事務局で調整ということだったと思うんです。そういうことは集まらなくても個々で意見を交換することでできることではないか。わざわざ集まる必要性はないのではないかと感じました。

あと、いつも2時間でお話するので、もう少しゆっくりとゆとりをもって時間をとっていただいて、話し合いができたらいと思って提案をさせていただきました。

次は今、特にこんにゃくゼリーなどで問題になっていますが、以前に自ら評価案に挙げたときに、私も実際に仕事先だったりスーパーに行ったりして、どういうふうに状況の流れがあるのか。末端までうまく伝わっているかということを見てみたんですけれども、余り伝わっていないということを実際に感じて、この場でも意見を申させていただきました。

今回も亡くなったという報道があった直後に何の対策もなされていなかったということを報道で聞きまして、やはり伝わっていなかったんだということを感じました。伝わっているかどうかということで、伝わっていないことによるリスクというものも評価すべきではないかと思って、2つ目はそういう内容で提案させていただきました。

3つ目は、ファシリテーターの講習というかレクチャーに参加をして、後で更にリスクを拾い上げるために技術を深めたいと思って問い合わせたところ、専門の方がおられず困りましたので、専

門の方を置かれるとか専門の知識を深める方法をどうするかということを検討していただけたら
と思って、提案させていただきました。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、内田専門委員からよろしくお願いいたします。

◆内田専門委員 現在、国では感染症、医薬品の副作用等につきまして、情報収集のシステムとそれに対する対応という体制が組まれているんですけれども、最近、非常に利用が増えております健康食品あるいは食物、食品安全に関しての情報収集システム、情報提供のシステムというのは、まだしっかり構築されているわけではないと認識しています。

そこで、医療機関、薬局を含めた医療関係者が窓口としては一番最前線にいるという認識から、2年前から医師会の会員を中心としまして、健康食品に関わる健康被害の情報収集システムを立ち上げてきました。このシステムは、現場でそういうケースにあったときに報告書に記載していただいて、医師会の方に報告をいただく。その報告に基づきまして、医師会の中での担当役員、事務局で真正性、重要性、緊急性という3つの点で分類します。

真正性というのは医学的に検証済みのものか、医学的に推定であるのか。あるいは医学的な疑いであるのか。その辺を分類する。

緊急性については重篤度ということで、死亡された事例か重大な症状か。あるいは全身的症状、局所的症状ということでランクづけをする。

重要性というのは情報提供件数ということで、10件以上ある場合、8件から10件というような形で段階をつける。

この3つの分類をした上で判定をしていきます。判定につきましては、レベル5という一番高い判定は警告あるいは禁止ということで、関係省庁にも連絡を入れるということ。レベル4が注意喚起を促す。レベル3については、要監視ということで継続していくということでの情報収集と会議への情報提供をやってきました。現在、17都道府県、3万4,000人の会員が参加しております。大体これは全会員の5分の1ということです。過去2年間で情報提供件数は38件ということでございます。死亡例などの重篤な例は今のところはありません。

今後なんですけれども、このモデル事業はもう2年間行っておりまして、あと1年ぐらいは継続しようと思っています。会員の間にかなり周知はしてきまして、この事業の重要性というのは認識されているんですが、幾つか問題もあります。

1つは、まだ5分の1程度しかカバーしていないということで、本来ならば、全国的にカバーをしなくてはならないだろうということ。それから、会員自身への広報周知も含めて、非常に周知度が低いということで、こういう認識を持って臨床現場で対応している先生方はまだ非常に少ない。ですから、件数についても、実際、東京都で独自にやっている取組みの方では、1年半ぐらいで100件以上ケースが挙がってきているということですから、我々の方の取組みがまだ不十分だと考えています。

今後、これを全国的に展開して、恒常的な事業として取り組んでいきたいとは思っているんですが、医師会として取り組む上では予算的にも非常に厳しいものがある。かといって、今後、公益法人の認定ということを目指す上では、補助金等を入れての事業化というのも難しいところがあることから、我々としては、ネットワークは提供するので、是非これをどこかで運用するようなシステムを考えることができないかと考えているところです。

概略につきましては、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、近藤専門委員からお願いいたします。

◆近藤専門委員 食品安全委員会の必要性、重要性については、設立当時からいろいろと報道されて、また内容も充実してきているところでございますが、国民の間に食品安全委員会の活動がどういものであるのかということが知られていない。私の周りにおいても、なかなか理解できない方々が多いような感じがします。

そこで、これを理解していただく、また重要性などをわかっていただくためには、自らそういう場所に出て行きながら、信頼性を確保していくことが大事であろうと私は思っております。

そういう意味合いで、今回の汚染米等に引き続きまして、いろいろと事故も起きておるわけですが、いろんな報道を聞いたり、見ておりますと、直ちに健康には影響はないといとも簡単に報道されておるわけでございますが、こういうことは基準値内なのか、基準値以上なのか。どういう結果によって安全なのか。そこら付近の根拠をはっきりしていただかなければならないであろう。新聞などではよくそういうことが書かれるわけですがけれども、テレビという一番のメディアにおいては、なかなかそういうことが言われていない。

また、昨日であったと思うんですが、ある物を口にしたら吐き出した。それでも直ちに健康に被害はないというような、余りにもあっさりとやってしまうのはいかがかと思います。

それで、私としては、直ちに健康に影響はないと報道するマスメディアに、結果として報道する

立場にある方々には、常に食品安全委員会の何々のリスク評価によりますとという文言を報道の前で言っていただいて、食品安全委員会のやっていることが目にわかるように、聞いてわかるように、国民の中に浸透していければ、この委員会の重要性や信頼性というものがもっと上がるし、また国民の期待も大きくなるのではないかとということで、提案させていただきました。

以上です。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、事前に何人かの専門委員から大変貴重な御提案をいただきまして、また、本日御説明をいただいたわけでございます。これは事前にいただきましたコメントでございましたので、事務局にこういうふうに盛り込んでどうかという資料への盛り込み方について資料を用意していただきました。これについて、御説明をお願いいたします。

渡邊先生、どうぞ。

◆渡邊専門委員 実際に専門調査会の座長をしている立場からコメントをさせていただきたいと思います。恐らくこの中で、私と早川先生だけなのだろうと思います。

先ほどの表にありましたように、実際に専門委員が延べ 247 名、事務局の職員が 59 名、技術参加が 34 名という体制で行っているわけです。専門委員の 247 名はこれが本職ではなくて、外に本職があってこれに参加している。言い訳ではないですけれども、そういう立場なわけです。

そうすると、先ほどいろんな案件が不十分だということですが、確かにリスク評価という概念自身がこの 5 年ぐらいで出てきた概念でありまして、我々専門委員もこれに対して学問的にどう取り組むのかということは、試行錯誤でやってきているわけです。

特に先ほど話題に出ました微生物の自ら案件のところは我々がやっています。評価のマニュアルというか土台を作って、評価をするにはどういうデータが必要であり、そのデータが日本の中ではどのぐらい不足しているのか。そして、それを評価するときのいわゆるリスクアナリシスという、ある意味においては統計学的で、我々ではなかなか理解できないような数学式を用いての解析を行う訳です。そこで初めてどのぐらいリスクがあって、リスクを下げるためにはどういうところに介入（インターベンション）すればリスクが下がるのかということを学問的に出して、それを説得材料として使うということを日々やっているわけです。今までそういう学問体系が余り日本の中に定着していなかった中でやるのは、ここのメンバー、少なくとも私が属している微生物の中には十何人いるわけですが、皆さん非常に御苦労しているというのが現実であります。

先ほどから出ている事務局の強化ということを考えた場合に、例えば私が関係するような部門で

はアメリカ CDC（疾病対策センター）で働く公務員数というのは1万人近くいるわけです。FDA（医薬食品庁）も7,000人以上いると思います。それに比べて、日本の中の例えば私が属している感染研は300人です。あと、国立医薬品食品衛生研究所という厚労省の研究機関がありますけれども、そこもやはり200人ぐらいです。その人たちがこの委員会に結構関与して、先ほどのリスクアナリシスを手伝っているのが実態なわけです。だから、評価に時間がかかるのが許されるかというと許されないと思うのですけれども、それだけの案件をスピーディーにやるためには、やはりお金と人が必要なのです。人間のパワーがないと、幾らやれと言っても、なかなかできるものではないのです。

ですから、そういう意味では、この食品安全委員会の下に本当は専門の研究機関なり諮問組織、そういうものを置いて、体制は少なくとも500人から1,000人ぐらいでやっていく。今、国家公務員の数を減らせという一方の制約があるところがありますけれども、こういう健康に関するようなところに関わる人間の数というのは、日本は世界と比べた場合に断然少ないのです。人間の命の価値が恐らく非常に低いのだと思います。これは別に政治が悪い云々ではなくて、私は国民の考え方自身に問題があるのではないかと思います。今までそういうものに対して全体的に関心がなくて、経済などの方が日本は優先される国だったのではないかと。これは私の個人的な意見ですけれども、そういうふうに思っています。

できればこの企画専門調査会でも事務局又は政府の方に働きかけて、そういうところの充実を図らないといけないと思います。評価というのは事務局に幾らやれと言っても、なかなか大変なのではないかと個人的には思います。一生懸命事務局はやっているのではないかと思いますけれども、このパワーだと要求されるものに耐えられるような状況ではないのではないかとというのが、実際にこれに関わっている者としての感想です。

◆早川座長　ありがとうございました。

これは全体に及ぶ問題で、現行の体制の中で尽くせるベストというものと望ましい姿との間に大きなギャップがあるということですね。しかしながら、国民の皆様方からの要望のある中で、現行でのこれでベストだということは当然目指すべきだと思います。

さらに必要なことに対して、食品安全委員会自体ができるというわけでは必ずしもないと思いますが、人の問題、お金の問題等々も含めて、これからどう働きかけていけるのか。それはこれからまとめられる提言の中身にも多少は反映されてくることになるのかもしれませんが、併せて、それが国民の声になるかどうかという点も大きなパワーになると思って聞いておりました。

それでは、改めて資料2、ただ今の御意見等々の盛り込み方について御説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 ただ今、各専門委員から事前にいただきました内容について御説明いただきまして、これについて一つひとつできるかどうかというのは、これからの検討だろうと思いますが、1つの考えていくヒントなり要素として、原案に盛り込まれていないものについては、できる限り盛り込んでいくということで、事務局としては案を考えさせていただいております。

今の資料2の4ページで、私が当初説明したものから、いただいた意見を踏まえて追加したものを赤字で書かせていただいております。

順不同になりますが、頭から簡単に御説明しますと、まず「(2) 評価一般」の①の「○評価体制」は「専門調査会・事務局等」ということで、佐々木専門委員のものも含め、また今の渡邊専門委員のものも含め、いずれにせよ、考えていく1つの論点として入れさせていただいております。

2つ目のところで「○研究者や学会などへの協力要請、アドバイザーグループの設置などをすべき」ということで、これは佐々木専門委員から御提案いただいておりますけれども、そういうものも盛り込ませていただきました。

なお、これはある意味、先ほど冒頭で本間委員から御指摘があった点も、広く言えばこういう中で検討させていただくということになると思います。

②のところで「○評価の平準化及びレベル向上を図るべき」。これは佐々木専門委員の意見を踏まえたものでございます。

「○農薬や食品添加物の安全性評価の考え方（評価基準）を早急に作成・公表すべき」。これは服部専門参考人の意見を踏まえたものでございます。

「③過去の評価結果を最新の知見で見直すシステムを取り入れられないか（(1)の①の関連）」という中に「○評価後の研究動向調査や再評価の必要性を検討すべき」ということで、佐々木専門委員の要素を入れさせていただいております。

6ページにまいりまして「3 情報提供」関係でございます。

「①国民に対してもっと分かりやすい情報を提供できないか」の中に「○提供した情報が、実際の程度消費者に伝わっているかどうかを把握する方法を検討すべき」ということで、谷口専門委員のものを入れさせていただいております。

「③情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか」ということで「○地方自治体の食品安全担当者に対し、メルマガの登録要請をすべき」ということで、佐々木専門委員の要素を入れております。

「○地方自治体に対し日常の活動の周知や食品安全委員会が作成した資料の活用を促進を図るべき」。これも佐々木専門委員からの意見を入れております。

7 ページの下の段ですけれども「⑥情報発手段の多様化をもっと図れないか」という中で「○医師を通じた国民への情報提供や啓発を図ってはどうか」。「○医師会を通じ、全国の医師から情報を収集し、また、情報の提供ができるようにしてはどうか」ということで、この2つは内田専門委員からの指摘を入れさせていただいております。

ちょっと飛びまして、10 ページになります。「5 リスクコミュニケーション（意見交換会等）」の中でございます。

最後の段ですけれども「⑤消費者に分かりやすいリスクコミュニケーションへ改善できないか」ということで、11 ページの上ですけれども「○リスク評価を理解するためのツール開発（通信教育、HP 教育欄など）をすべき」ということで、佐々木専門委員の意見を入れてございます。

「○マスメディアや教育関係者の協力を得て情報提供の内容や方法、表現などを一般の消費者などにわかりやすいものにすべき」ということで、これも佐々木専門委員の意見を入れております。

11 ページの「⑦リスクコミュニケーション推進事業をもっと改善できないか」ということで「○地方自治体によるリスクコミュニケーション活動の支援をさらに行うべき」ということで、佐々木専門委員の意見でございます。

「○講義内容を充実するとともに、実際に各地域でリスクコミュニケーションに取り組もうとする人がいつでも相談できる担当者を事務局に置くべき」ということで、谷口専門委員のものを入れさせていただいております。

12 ページにまいりまして「8 緊急時対応」関係でございます。

「②食品安全委員会の緊急時の体制をもっと改善できないか」ということで「○緊急時における地方自治体との食品安全情報連絡網の構築をすべき」ということで、佐々木専門委員のものを入れさせていただいております。

「③食品安全委員会の緊急時における情報発信のあり方を見直せないか」ということで「○食品による異常事態発生時には、積極的に情報提供を行うべき」ということで、近藤専門委員の御意見を入れております。

「9 委員会運営全般」でございます。

「①食品安全委員会の体制（人材面）をもっと改善できないか」は、前のところともかぶるところがございすけれども、「○行政科学的視点を持つ専門家及び高度の専門性を持つ人材確保が必要」ということで、この辺については服部専門参考人の意見を入れております。

「②食品安全委員会の研究機能を強化できないか」につきましては「○食品安全委員会が主管・共管する調査研究機関を設置するなど」ということで、これはもしかしたら1つ前のものにもダブるのかもしれませんが。佐々木専門委員の意見を入れております。

13 ページの 1 番下で、ここでは「検討すべき論点」を追加しております。

「⑥管理機関との連携強化と食品安全行政全体への信頼構築のための取組が必要ではないか」。もしかしたら、ここも前のところとかぶってくるかもしれませんが、とりあえず入れております。

「○リスク分析の考え方をもっと普及すべき」。「○食品安全行政のポータルサイトの構築をすべき」ということで、佐々木専門委員の意見を入れております。

最後 14 ページは、また大きく「検討すべき論点」を増やしております。

「⑦専門調査会においてより充実した審議ができるように運営方法等の改善を図るべきではないか」ということです。

「○各専門委員のリスク分析に対する理解の強化をすべき」。「○専門調査会座長会議の設置と管理機関との意見交換をすべき」。「○他の専門調査会が、どのような活動を行っているかを知ることができるような機会を作るべき」。「○一般的な『食品安全委員会リスク評価原則』を作成すべき」。この辺は佐々木専門委員の意見を入れております。

また、企画専門調査会において、審議内容の考え方、時間設定等を見直すべきということについては、谷口専門委員からの意見を入れております。

なお、ここには書いてございませんけれども、今日、御欠席の清水専門委員から事前の意見の中で、食の安全に関する倫理規定の策定を検討したらいいのではないかという御意見をいただいたんですけれども、これについていろいろ調べましたら、農林水産省で食品業界の信頼性向上自主行動計画策定手引等を作成しておりました。やはりこの辺の取組は管理機関としてやっておるということでございますので、その旨をお話したところ、これについては盛り込まないで結構です。ただ、そういう意見があったことは御紹介しておいてくださいということなので、御紹介させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

それでは、修正案のところで 1 項目ずつ区切って御議論いただきたいと思います。とりあえず現行の案は、事前に提出していただいたことに対する盛り込みでございまして、後ほどあるいはこの議論の中で、ここはこうすべきだということがございましたら、御発言いただければと思います。

まず 4 ページの「1 リスク評価」のところで、何かございますでしょうか。コメントを出された先生方、これで大体盛り込まれてございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、6 ページ、7 ページの「3 情報提供」のところで、何かございますでしょうか。ど

うぞ。

◆橋本専門委員 食品安全委員会という名前が国民に知れ渡っていないところが多々あると思います。私もここにいるのは、そういったことを皆さんに知っていただきたいということで来ているんですけども、例えば先ほど佐々木専門委員からお話がありましたように、NHK さんは見ていらっしゃる方が非常に多いと思いますので、そういった国営放送のほんの2分程度を割いていただくとか、今、大河ドラマが非常に人気があると言われてはいますが、例えばその前1分から2分、終わった後の1から2分の枠で、メールマガジンではないんですが、映像マガジンのような形でできればいいと、ただ単に一般的な発想で申し上げました。

失礼しました。

◆早川座長 事務局の方で関連して何かございますか。

◆大久保総務課長 私どももそうできればと思っているところであります。

多分この中でいいますと、8ページの「②国民に対する食品安全の広報にもっと力を入れるべきではないか」ということで「○多くの人が目にする新聞・テレビによる情報発信」ということに大きくはくくられてくるんだと思います。

9月に記念事業で大規模にシンポジウム等もやりましたが、実はNHKさんにもいろいろお話をし、できればということもあつたんですけども、最近はいろいろな諸事情があるようでございまして、難しいということでした。その辺は継続的に機会を見つけてやっていこうと思っておりますが、いずれにせよ、その辺の全体も含めて、この中でいい知恵があるかどうか分からないんですけども、検討させていただければと思っています。

◆早川座長 政府の広報のアワーというのはございますか。

◆大久保総務課長 政府広報は政府でやっております。各省が案を出して、その中で受ければやる機会もありますので、そういうものは十分活用しながらやっていくことになると思います。ただ、それも十分とも言えないところもあると思います。一番いいのは余りお金をかけずに、どこかでやってくれないかという気もありますけれども、その辺は総合的にどういうものがあるか考えていかなければいけないと思っています。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。どうぞ。

◆武見専門委員 細かいことなんですけれども、6 ページの「③情報提供において地方公共団体との連携をもっと図れないか」という中で「〇妊産婦への最新情報は市町村の保健センターから提供できないか」とありますが、これは恐らく母親学級や乳幼児健診のことを言っていると思います。

一方で、⑥のところにも「〇妊産婦への情報は母子手帳等で提供できないか」とあります。これはいわゆる妊娠したときの母子手帳の交付で、実はここはかなりつながっている話なので、むしろ、⑥の妊産婦さんのことは、まとめて地方公共団体の方に整理される方が全体としては統一されると思います。

それと、⑥のところで、先ほど内田専門委員からありましたが、医師会の先生方がそういう活動をやってくださっているのは、本当に地域住民にとってとても大事なことだと思いながら伺っていたんですけれども、一方で、例えば一般の方が健康食品などに関して、どこで情報を得るかというと、実は地域の薬局とかそういうところも結構大きな存在だと思います。

この中に薬剤師会の代表の方は入っていらっしゃらないんですかね。失礼いたしました。私はそうした医師の先生だけではなく、薬剤師会とか一応私も入っているんですが、日本栄養士会とかそういうところも追加で入れていただければいかがかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆生出専門委員 私からそのことはなかなか言い出しにくかったので、非常に助かります。

あと、先ほどの広報の関連ですが、実は 10 月 18 日に厚生労働省の PR で『薬と健康の週間』というものが、ニッポン放送の栗村智さんという人の 30 分番組があるのですが、私が出演することになりました、その中で食品安全委員会のことを知らん振りしてしゃべろうと思っております。

◆早川座長 ありがとうございます。

どうぞ。

◆内田専門委員 広報の関係です。先ほどの話ですけれども、コマーシャルを打つというのは、すごくお金がかかる話なんです。これだけ国民の関心も高まっていますし、恐らくメディアの関係者もこういうことに関して報道しようというものはあると思います。ですから、むしろ、番組や記事

の企画を持ちかけた方がいいと思います。我々は関係者とつながりが多少はあると思いますので、今のお話ではないんですが、そういう番組の企画とか記事の企画を持ちかけて、その中で、この委員会なりあるいは取組をアピールしていくことが非常に有効ではないかと思います。

◆早川座長 単発的には、例えば『クローズアップ現代～食品安全委員会の今～』とか、いろいろなことがあるのかもしれませんが。NHK とかそういうところが取り上げてくれるかどうかはわかりませんが、そういうアプローチもあるんだろうと思います。

◆内田専門委員 報道番組の中でのちょっとしたコメントでもいいんです。今は事件が起きて、マイナスのイメージだけ提供されることが多いので、むしろ、それに対して国がどう取り組んでいるとか、あるいは関係団体がどう取り組んでいるというところをアピールするようなことを心がけていけば、かなりメディアの中に出てくる機会が多くなると思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆宗像専門委員 私もマスコミにいる人間なんですが、1つは「○社会部など専門でない記者に、分かりやすく正確に情報提供すべき」というところです。内輪の話でいいますと、やはり事件が起きますと、そればかりやっている専門でない記者クラブのメンバーの何人かに交代してやるわけです。

それ以外に、例えば家庭欄を担当している記者とか食品をずっとやっている人などもいるんです。その人たちは記者会見には行かないんですけれども、共同通信なども例えば今度かび毒とはどういうものかとか、そういうものを家庭欄でじっくりやったりとかしているんです。

ただ、食品安全委員会の場合は内閣府ですので、どちらかという、記者クラブの記者を相手にしていると思うんですけれども、もっとマスコミにはいろんな記者がいるんだ。テレビのことはよくわからないんですけれども、そういうところの人と普段からコミュニケーションを取ってやっておくといいのではないかと思います。

それと、先ほど企画を持ち込むと言ったんですけれども、持ち込むというのもなかなか難しいと思います。報道の動きや事件の動きを見ていて、国民が一番何を知りたいかということを経済安全委員会の方でもとらえて、自分たちの言いたいことを言うだけでは、マスコミとしても食品安全委員会の PR みたいなことだとなかなか記事にしにくいところもあるものですから、常に事件の動きと国民の関心事にアンテナを張って行って、何が一番知りたいかというところの資料をそろえるというのは、必要だと思います。

マスコミを通じてというんですけれども、例えば最近の事件などでも、国民の関心事は事件性の倫理の部分と、実際に口に入ってしまった安全なのかという2つがあると思います。どちらかという混ぜこぜになっているんです。

食品安全委員会の場合は、どちらかというと、科学的な検証による口に入ってしまった方の安全性とかそういう方だと思うんですけれども、先ほどから出ていますように、例えば農林水産省が1日何百袋の同じ食品を何年間食べても大丈夫ですと言っても、事件性の倫理の方に関係している人が言っても余り説得力がないわけですし、その点でいうと、食品安全委員会は説得力があると思います。まだまだ理解が進んでいないものですから、農林水産省と食品安全委員会はどう違うのかということさえわかっていないわけですから、難しいとは思いますが、ですから、すぐには難しいと思うんですけれども、冷静に語れる部分だという信頼性を徐々にやっていくしかないと思います。

もう1つ、食品安全委員会の存在をPRしたいというのはよくわかるんですけれども、先ほどから出ていますように、非常に人員が少ないとか評価の案件が多過ぎて遅れているとか、外国との比較などもあります、そういうこともすべて正直に言うことによって国民の理解が深まると思います。ですから、自分たちで言うのは難しいかもしれないんですけれども、そういうことも正直に、今、日本はこういう現状なんです、ここが足りないんだ、ここが欠陥なんだということを国民にきちんとPRしていく必要があると思います。その方がずっと信頼性が増すと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

外にいかがでしょうか。先生、どうぞ。

◆渡邊専門委員 私の研究所のPRをするわけではないんですけれども、国立感染症研究所では、毎月1回メディアの人を集めて勉強会を行っています。今、例えばH5型インフルエンザが起こっている。あと、ワクチンの問題が起こっている。そういうことになったとき、それをテーマとして、一体どういうところが問題で、それに対してどういうふうにしようとしているのかということを1時間半ぐらいかけて説明を行っているのです。

受けた説明がすぐに記事になるとはもともと考えていないのですが、ただ、何かが起こったときに、それを使ってもらえる可能性がある、そういう意味では地道にやっていくのが1つで、そうすると、何かあったときに、こういうときにはどうですかと、すぐコメントを求められるわけです。

昨今、そういう意味で、感染研の名前がいろんな新聞のコメント等で出てきたというのは、そういう努力のたまものだ我々は思っている、すぐそれが役に立つ云々ということを考えないで、

地道な努力を重ねる方がいいのではないかと思います。

◆早川座長 どうぞ。

◆日野事務局次長 委員会の方でも、年間4回、四半期ごとに、主に厚労省、農水省関係の記者クラブの方々に対して、最近では家庭欄、科学欄の方にも幅広く声をおかけしまして、1つは論説、解説委員を対象にした懇談会。もう1つは、一般の記者の方々を対象にした懇談会です。今、渡邊先生がおっしゃったような、その時節に合ったテーマがあれば、そのテーマを取り上げたり、もう少し一般的に4月に人が変わることが多いので、リスク分析についての解説も含めて2時間ぐらい時間を設けて、オフレコということを基本にして、将来何かあったときのためにしてくださいということで、今、進めているところです。

◆早川座長 ありがとうございます。

外に何かございますでしょうか。

それでは、いろいろ御意見をいただきましたけれども、とりあえず話を先に進めさせていただきたいと思います。

10 ページ、11 ページのところですが「5 リスクコミュニケーション（意見交換会等）」です。広報とはちょっと違う切り口でのお話ではございますけれども、いかがでしょうか。

先ほどいろいろ出された御意見は、実際のものの自体のことで言えば、こことも非常に深く関わることではあります。先ほどのことは、食品安全委員会の広報という意味合いであったかと思うんですけれども、出された意見の幾つかは、ここでも十分生かされるような話だとは思いますが。

いかがでございましょうか。意見を出された先生方で、何かございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、12 ページです。「8 緊急時対応」というところで、幾つか盛り込みがございますけれども、いかがでございましょうか。先生、どうぞ。

◆河合専門委員 先ほどからずっと出ているんですけれども、日ごろの活動というのは、私が見てもリスク評価の問題についていろんな議論もされて、大分広まってきていると思います。ただ、一番問題なのは、緊急時の対応になぜかもう1つインパクトが少ないと思っています。ここにたくさん書かれているので特に言うことはないんですけれども、優先順位としては、食品安全委員会の緊急時対応というものをもうちょっと考えていただきたいと思います。事故対応マニュアルとかい

ろんなことをやって、どうしようかといったときに、頼りになるのはやはり食品安全委員会の評価です。それを基にしていろんな行いが起こると、一致した考え方でいくと思います。皆さんが動きやすい。

先ほどもありましたが、今回みたいに問題を起こしているところの大臣が安全ですというのは、基本的にあり得ないです。我々企業の方でも、自分たちが問題を起こして安全ですとは言えないので、こういったことが起こらないように別個に考えて、評価する人はここにいますと手を挙げて言っていたきたい。そうしないと、反感を買うばかりなので、ますます事象が大げさになったり、本来の目的とは違った方向にどんどんいきますので、是非この緊急対応についてのやり方をしっかりやってほしい。危ないときは、本当に危ないということをきちっと言える。このことを徹底してもらおうということで、緊急時対応については、優先順位をこれから上げていただきたいと思いました。

以上でございます。

◆早川座長 ありがとうございました。

行政的にいえば、実際の緊急時対応自体の行政的措置は管理機関がやっていくことだとは思いますが、ここは一応リスク評価という立場でありますので、そういうリスク評価ということにベースを置いた科学的で正確な情報をいち早く出すという趣旨でございますね。そういうことは、積極的に心がけてやっていった方がいいのではないかということですね。

◆河合専門委員 事件が起こったときにそれを裁いたり、いろいろなことをするのは事業のところで作るんですけども、評価するのはやはり食品安全委員会しかない。特に食品の安全についてどうなんだということは、食品安全委員会が言いますといっているのも、ここではもっと評価面を表に出してほしい。事件については、徹底していろんな形で対処しないとイケない。先ほど言っていましたけれども、そちらの方と安全とが混同しているように思われるんです。

ですから、安全性の評価についてははっきり言ってあげないと、事故・事件がすべての安全まで脅かされているような形になります。逆に言えば、健康被害があるといったときの伝え方が緩くなる可能性もあるので、ここら辺のところは、危ないといったときは、食品安全委員会からも緊急に出すとか、評価をしっかりやってほしいということです。

◆早川座長 ありがとうございました。

外にいかがでございましょうか。どうぞ。

◆**栗本事務局長** 今、いろいろ御意見をいただきました。特に今回いろいろ起こっております事故米の問題、メラミンの問題で、私たちがどういう役割を果たすべきかというのは、非常に大切に考えております。

既に評価が終わっているものについて、例えばメタミドホス、アセタミプリドにつきましては、9月11日の食品安全委員会の場で委員長がはっきり見解を出してくださっていますので、それはホームページにいち早く掲載するという対応を採っております。全体についてはまだわからないところがある段階、メラミンのように食品安全委員会としてリスク評価をしてあるものではない場合に、私たちはどういう対応を採るのがいいかは、正直なところ試行錯誤の状態といってもいいかもしれません。

いろいろな対応をホームページあるいはメールマガジンを使ってやり始めておりますので、是非御覧いただいて、その都度、お気づきの点はお聞かせいただきたいと思います。これは本当に大事な課題だと受け止めています。

◆**早川座長** 何か起こったときに、よくテレビなどで専門家の意見を聴くということで、そのものの毒性であるとか安全性に関して、例えば大学の専門家に対してインタビューがあったりして、その頻度が、例えば食品に関しては、食品安全委員会に大いに来ることになっていけば、この役割も更に高まっていくというか、そういう役割も果たしていかないといけない。そういうことだと思います。

◆**河合専門委員** 今、おっしゃられたとおりなので、報道するときに食品安全委員会がやれば、全部の意見をきちんと取り上げてくださいと言えらると思うんですけども、今はいろんな人が言っている、いいところ取りなんです。ですから、先生が一生懸命言っている、「私は量のことをこれだけ言ったのに、出るときは量のことがなくて毒性だけが言われたので困った」ということが現実には起こっています。

そういったところは、例えば、今、出ていなければ、出ていないということもはっきり言ってもらった方が、外の先生がいろいろなことで言われるよりも、統一見解として、国としてこうだということが分かるのでいいのではないかと思います。安全に関してはいろんな方がそれぞれの思惑で言うよりも、見解としてこうだということを出していただいた方が分かりやすいと思います。

◆**早川座長** どこまで可能かどうかわかりませんが、一応この食品安全委員会には十幾つ

の専門調査会があって、そこにそれぞれの分野の専門家がそろっているわけです。ですから、いち早くその分野のことに關しては専門調査会からの見解を表現できるような体制が採とればいいかもしれない。そういうのはなかなか難しいかもしれませんが、外部のいろんな専門家にお願いして、プールできる体制を構築しておいて、そういう先生方から情報をいただいて、客觀的に安全性に關して述べられるようなシステムが可能かどうか。予算などの關係がございますからあれですけれども、そういう方向も考えられなくはないと思います。

外にいかがでございましょうか。先生、どうぞ。

◆西脇専門委員 ただ今の論議を伺っていて感じたことですが、食品安全委員会そのものの位置づけは先ほど御説明いただきましたとおり、リスク評価を關係各省庁から獨立して行うということではありますが、この機会にそれよりもより高い権限とか位置づけというものをもう少し考えてみる必要があるのではないかと感じます。

現在、内閣府の中に設置されています。農水省や厚労省の管轄の部分もあります。更に今後消費者庁もできていきます。この委員会がこの機会にどれぐらいのポジションの中で、どれぐらいの發言権と影響力を持って運営していくべきなのか、この5年目という機会に、取り組み部分を見直すというのも1つのポイントだと思いますが、同時に行政全体の中での食品安全委員会の位置づけ、ポジションというものを、もう1回見当する価値があるのではないのでしょうか。この委員会がより高いポジションで強い影響力を持ってやっていけるぐらいのところにいくということが、最近の食の安全・安心、消費者の不信、不満、信賴感が低迷しているような状況から求められているととらえるべきではないかと思っています。

是非そういう視点もこの機会に検討いただけたらと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

外にいかがでございましょうか。先生、どうぞ。

◆伊藤専門委員 食品安全委員会は、衝撃的なBSEの出現ということで設けられた委員会だと一応認識しています。報道でイギリスのホルスタインが何度もへだる状態を繰り返し流された弊害も大きかったのではないかと私自身は考えています。

いろんなお話が出ていますけれども、先ほどありましたように、やはり地道な努力の部分がこれからも非常に大事で、比較の対象としては適切ではないかもしれませんが、公正取引委員会みたいにいろんな意味で有名といいますか、影響力の大きい委員会になるように、5周年をきっか

けにいろんなことを取り組み直していけばいいのではないかと私自身も考えています。

広報の問題、リスクミの問題、多分いろいろあります。私も中国産の冷凍ホウレン草の事件のときに、自分のお店のある冷凍食品売り場を背中にして、NHKさんの取材で、大変申し訳ないという謝罪をしたことがあります。やっている本人は結構大変な思いをしましたけれども、会社に帰ったら、体全体から申し訳ないという気持ちがあふれていてよかったと上からは言われましたけれども、そういった部分も含めて、この問題は多分見上委員長お一人に委ねるといいますか、押し付けるわけにはいかないと思いますので、事務局やリスクコミュニケーターの方々もいらっしゃるわけですから、そういう形の中で進めていかればいいのではないかと考えています。

全体的な評価は、リスク情報の公開で、以前はほとんど公開されることがなかったものが速やかに公開されるようになったことは事実だと言われています。そこは率直に評価していいのではないかと考えています。

それから、余談になりますけれども、汚染米の件で、店頭、現場の実態はどういうふうになっているかといいますと、主食米に非常に大きな影響が出て、今までの数倍クレームが上がってきます。

ここに資料がありますがけれども、例えば具体的な内容でどういう状況になるかといいますと、お客様からこういうふうに言われます。茨城県の米は信用できない。農水省も信用できない。保健所も信用できない。公的検査機関も信用できない。メーカーも信用できない。どうすればいいんですかという、お前がネットで調べて大学の研究機関で検査しろと言われてしまいます。最後にこのお客様はJAでいいと言ってくれましたけれども、それぐらい実態はひどい状況に置かれています。

我々はこういったトラブルが起こると、こうなるしかないというあきらめの胸中の中で、いろいろ対応させていただいていますけれども、現場が非常に苦労していることは事実です。ですから、食品安全委員会のいろんなリリースの中で、少しサポートいただけるような部分が将来出てくればありがたいと考えております。

意見として申し上げさせていただきました。以上です。

◆早川座長 ありがとうございます。

外にいかがでございましょうか。

13 ページは「9 委員会運営全般」として、いただいた御意見がいろいろと盛り込まれております。14 ページにかけてです。これについて、提出された先生方及びその他の先生方いかがでしょうか。どうぞ。

◆福代専門委員 今、これだけ食に対しての信頼が失われている中で、個々が自分で選択しながら、

自分の身を守っていかなければならないような状況に置かれていると思います。そういった中で何が安全か。どういったものが健康に大きな被害を与えるかというところを見極めるのに、個人では非常に限界があって難しい状況があります。そういった中で、たくさんの情報がほしい。でも、今、私はこの会に出させていただきまして、自ら評価の案件もですし、リスク評価の件数が少ないような気がいたします。

先ほどからいろいろな箇所に出ておりますし、佐々木専門委員の御意見の中にもあったように思いますけれども、なるべくたくさんのリスク評価をし、そして、たくさんの情報を出していただくためには、やはりそれをこなすだけの研究機関、ここの研究機関につきましては、どういう目的での研究機関とされているのか十分わからないところもありますが、こういったものがきちんとこの中に入れ込んでありますので、付け加えることはございませんけれども、是非実施していただきたい。そういう強い表現で表していただきたいと思います。

◆早川座長 ありがとうございます。

外にいかがでございましょうか。

今の資料2というのは、事前に御意見を提出していただいた専門委員の先生方のコメントを盛り込んだ形になっておりまして、それに関連していろんな先生方からも御意見を賜りました。

さらに全体を通じて、あるいは個々の部分について御意見等がございましたら、今、御披露いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

◆谷口専門委員 全体についてということではないんですけれども、こういうふうにたくさん指摘事項などが挙がっております。これを今後どうしていかれるかということを回答といいますか、どういうふうにしたかを表面化、又はどこかに提示していただけるようになるかどうかお伺いしたいと思います。

◆早川座長 そこはいかがでしょう。

◆大久保総務課長 今後、論点が整理できたら、いずれにせよ「検討すべき論点」を大括りで、どういう具体策があるか考えていく。その際に、今、いただいた御意見も踏まえ、ここの要旨に書いてある要素を考えながら、中身を詰めていこうと考えております。したがって、当然、今、いただいた意見、要旨の中に出てくることで、できることもあるし、できないこともあるかもしれません。

そして、最終的には、年内に親委員会の方で骨子をまとめていきますけれども、そういう中で、今いただいた意見なり論点を踏まえて、具体的にどういう改善をしていくかをまとめる。そして、まとめたものについては、また企画専門調査会も含めて、各専門調査会に投げて、そこで親委員会でまとめた改善策は十分なのか。あるいはもっとこうした方がいいのではないかという意見も踏まえて、最終的には年度内に報告書となるか、いずれにせよ最終まとめをして、それについては当然公表をして、それに従って委員会の運営を進めていく形になると思います。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。どうぞ。

◆武見専門委員 資料2には、意見が出ていなかったので入ってなかったんですが、資料1の10ページに食育のことが出ているんですけれども、先週、食育推進評価専門委員会という内閣府の委員会がありました。そのときに食育の先進事例ということで、事例的な紹介が3つほどありました。地域単位のもの、企業がやっているものと、学校が関わっているようなものがございました。

そのときの食育はたまたまなのかもしれませんが、いわゆる食品の安全ということは余り出てこないような事例があったんですけれども、それと関連して、今、思うことなんです、資料1の10ページの「②食育をもっと充実できないか」というところに、例えば地域単位であるとか、国全体が動いていくというのはすごく難しいことだと思うので、もう少しモデル的な地域単位であるとか、あるいは学校を拠点について、ある1つのまとまりであるとかそういうところでやって、かなりそれが隅々の住民に浸透していくというような、食品の安全に関する地域であるとか認識であるとか、そういう事例みたいなものを拾い上げるとか、そういうことは、たしか公募研究の中にもリスクコミュニケーション関係でそういうものもあったような気もするので、小さな単位でいいので、成功事例のようなものをしっかり見るような形で、食育との関わりをつけていくのが、1つ考え方としてあるという気がいたします。意見です。

◆早川座長 わかりました。

外にいかがでございましょうか。どうぞ。

◆河合専門委員 先ほど最後のところで研究機関をとという話がありますけれども、こういった組織変更は、ちょっとした改善ではなしに、かなり難しいと通常は思うんですけれども、ここら辺の可能性とかそういったものはどうなんでしょうか。これは意見だけ書いてありますけれども、そういったものはどういうやり方みたいなものがあって、可能性というのは結構あるんでしょうか。

◆大久保総務課長 正直なところ、すぐできるかという、ほとんど難しいと思います。本当に研究機関を作るべきかどうかという議論は別途あるとして、ただ、研究機能自体は向上させていく。これはニーズがあると思います。

そういう中で、長期的なビジョンとして、どういう方向性を考えていくべきかということは考えていく必要がある。ただ、正直な話、今のこの中で、どういう道筋でそうなるかというのは、なかなかすぐに結論が出ないと思います。少なくとも、我々として、どういう方向性を考えているかというのは、いずれにせよ、まとめて示して、それをどう実現に結び付けていくか。もしかしたら、また別の次元で模索していくことになってくるのかもしれない。ただ、現実問題としては、非常に難しいことは事実です。

◆早川座長 どうぞ。

◆河合専門委員 新設というのは今の世の中で非常に難しいので、できれば各関係省庁との主管のところを変えていくとか、そういううまくやり方みたいなものを考えていただきたいと思いました。

◆大久保総務課長 感染研にしろ、いろいろ関係する国立なり独立行政法人などはあるわけで、それとよりいい連携なり協力関係を作っていけるか。それはある意味、当面でもやっていこうと思えばできる話もあると思いますので、それは検討していかなければいけないんだろうと思っています。

◆早川座長 外にいかがでございましょうか。どうぞ。お願いします。

◆山根専門委員 全体を通しての意見なんですけれども、食品安全委員会の立ち位置がとらえにくいという御意見が先ほど出たんですが、私もそれは感じているところです。

これだけ事件が続いて、食品行政への信頼回復と緊急時の対応などでとても期待が高まっている中、分かりやすい情報提供や安心感を与えるということであれば、評価結果を発表する、評価を実施するだけではなくて、やはり消費者心理を知ったり、マスコミの情報をどう消費者が受け取るかという、その学習というか、そういったところも深める必要がどうしても出てくると思います。

事故米やメラミンの報道でも、数字が出て、幾つ食べなければ、何年食べ続けなければ大丈夫という発表があって、そういう発表の仕方に少しは消費者側も理解というか、分かるようになる努力も必要なのかもしれませんけれども、まだ調査中の部分があったり、病気の発生のメカニズムが不

透明な部分があるという情報もある一方で、安全だと言われるのにやはり不安だと感じたり、食品安全委員会がリスク評価をすると、どうしても許可される方向というか、評価することで規制値を決める。それで許可できる数値を決める方向にいつてしまうのではないかという不安があるわけです。

そういったことが誤解である、そうではないということであれば、やはりその誤解を解くような情報提供やリスクコミュニケーションをもっと積極的に図ってほしいと思っています。

以上です。

◆早川座長 外にいかがでしょうか。どうぞ。お願いします。

◆近藤専門委員 先ほど来、食品安全委員会のポジションというか、これから消費者庁もできるといことで、リスク管理機関との関係について、当初いろいろございました。要するに優越性があるかないか。どこら付近のところへ持っていくかということでは、過去においても議論されたところがございますが、この辺について、先ほど来議論されたことについて、どのような対応を今後考えられているのかということ。

優越性については、なかなか難しいのではないかと過去の理論を持って私は理解するわけですが、そうであるならば、国民にいろんな事件で少しでも安心を持っていただくという意味で、評価について、健康であるというようなところにおいては、もっと食品安全委員会が共同の記者会見をはるような格好で前面に出ていかないと、風評被害や不安が国民の中に先行しているのではないか。もっと報道機関へ実施する機関がいろいろと、今、コメントを出しておるわけですが、評価については安全であるというような、健康に直ちに被害がないということは食品安全委員会の名の下でという格好でやっていかないと、私はこの委員会の存在性、信頼性というものがなかなか得られないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

前段の部分については、どのような考えがありますでしょうか。

◆大久保総務課長 ポジションについては、先ほど西脇専門委員の話もありましたけれども、事務局としては、今回の改善の議論をどこの土俵でやるのかというところがあります。一応これは委員会のある意味では自己改革なので、第一義的には現在の制度の枠組みの中で何ができるのかということを考えたいと思います。

そういう中で、委員会のポジションはどうかというと、ある意味で委員会のポジションは明確だと思っています。うちはアセスメント機関でございますので、その枠内で何ができるのかとい

うのが中心だろうと思います。もしかしたら、そこから多少にじみ出る部分があるのかもしれませんが、そこは議論あると思います。

今回、消費者庁の関係は別途整理することになっていますけれども、今まで5年間やってきて、アセスメント機関である食品安全委員会が、期待としてはもっと広く、何でもやるスーパーマンではないかという認識、誤解なり等もあり、多少混乱しているところがあると思うんですけれども、消費者庁は政府の原案でございますが、今回、明確に消費者庁が食品安全行政の司令塔となり、総合調整機能を担うということを明確に打ち出しております。

したがいまして、リスクアセスメント機関でありながら、より大きく期待されていた食品安全委員会ではありますが、消費者庁が出来ましたら全体を取りまとめるのは消費者庁にお願いして、私も本来のリスクアセスメント機関として機能分担をしつつ、役割を担っていく。それを十分果たしていくためには、どういう改善をしていけばいいのか。また、そういう中で、広報なり情報提供なり十分でないところがあると思いますので、そういうものはどうやればいいのか、また我々がもっと認知され、世の中にお役立ちできるのかというところを考えていきたいという基本認識でいます。

◆早川座長 ありがとうございます。

ただ今、お話があったように、食品の安全というのは、行政的にいえば国のレベルあるいは地方のレベルがあると思います。そこでやらなければいけないこともございますし、生産者のレベルでやらなければいけないこと、流通のレベルでやらなければいけないこと、消費者レベルで自ら守るというか、やらなければいけないこと、それぞれ役割があると思います。

国のレベルの中で食品安全委員会というのは、リスク評価をするということが明確な立ち位置だと思います。そういう明確な立ち位置の中で、必要なか必要でないのかといえ、これはもう疑いもなく必要な機関であるということは明白なことでありまして、そうすると、国の中核としてのリスク評価機関である食品安全委員会が言わばそのアイデンティティーにおいて、いかにすれば最高のレベルを現行の中で目指していけるのか。その中には単に科学的に最高ということだけではなくて迅速ということも必要でしょうし、中立で公正で透明性もあるということも必要で、そういう姿、実態が明らかにされて、更に国民の皆様方からの信頼を勝ち得て、また与えられた使命が更に充実していける。こういうことをこれからの5年間に向かって進めるために、どういうふうに考えればいいのか。全体をいうと、私の認識として、簡単に言えばそういうことなだろうと思います。

そういう中で、個別論のいろいろな改良点があるわけでありまして、先ほど来いろいろ御意見を伺っておりまして、今ここの修正案で、一応事前に提出されたものにつきましては盛り込ま

れているということで御意見も承ったんですが、更にその後いろいろ提出された御意見がございますので、それを適当な形で盛り込んでいただければと思います。実現する、しないということとは現実としてはいろいろなことがあるとは思いますが、そのところは努力目標とか、目指す方向という位置づけだろうと思います。

それと同時にいろいろな方々がおっしゃっていたように、実際にやっていることをどこかで常に客観的に評価しながら事を進めていくことも大事なので、そういう評価するような機会ができるだけいい形で設けられればいいんですが、それはどこでやるのか。私の理解が正しければ、ここの企画専門調査会でそういう一部分を担うと考えてよろしいのでしょうか。どなたかが、やったことに対してどういうふうに評価するか。これは全体としては、国民の皆様が食品安全委員会をどう見るかということが一番大きな評価なんだろうと思うんですが、内部的な努力とか、システム、仕組みとしては、そのところを明確にいただければと思います。

◆大久保総務課長 おっしゃった意味は、委員会の活動の評価ということでよろしいでしょうか。

◆早川座長 いろいろあるんですが、食品安全委員会がトータルとして活動していきますね。1つは評価して、更に改善できることがあれば改善していく。そういう不断の努力が必要なんだろうと思うんですが、やっていることは、こういうことをやりましたというものがあるわけですが、それに対しての評価をするシステム、仕組みとかそういうものです。

◆大久保総務課長 わかりました。いわゆる企業などでも PDCA とかいろいろやっておりますけれども、企画専門調査会というのは、公募の専門委員の方もおられますし、消費者の方もおられますし、事業者の方もいらっしゃるということで、うちの専門調査会の中で、正に幅広い食品安全に関わる方々を集めた専門調査会ということで、基本的には事業運営全般について、運営計画を始めフォローアップをどこまでというのはありますけれども、お願いしている。

したがいまして、座長がおっしゃったように、企画専門調査会において、基本的にはいわゆる国民の目なり、それぞれの観点からうまく機能しているのか。また、内部組織としては、改善する必要があるのではないかということで御意見をいただくということだと思います。最終的には、親委員会の方に報告して、親委員会で最終決定をどうするかというのはありますけれども、ただ、そういう機能を担っているということであると思います。

そういう意味で、実は企画専門調査会において、事業報告なりフォローアップという形で知ってもらわなければなりませんので、報告の機会を設け、御理解いただいた上で、国民の目から見ても

たして正常に動いているのかどうか。御意見を伺うなり、軌道修正するという機能を期待しておるところだと思います。

◆早川座長 何か関連して、谷口専門委員からございますか。よろしいですか。

◆谷口専門委員 ありません。

◆早川座長 各項については、先ほど来、幾つか御提言が更に追加的にあったような気がいたします。全く新しい御提言というよりは、やり方あるいは立ち位置を明確にした上で、次の方向を目指すという形の御提言が多かったと思います。

ですから、実際にここを書き落としていくと、抽象的なことにならざるを得ないかもしれませんがけれども、そこら辺はもう一度工夫していただいて、いただいた御意見をできるだけ盛り込むような形にしていきたいと思います。

今、ここで一つひとつ言いますと先ほどの再現になりますので、事務局の方でそのところは私と相談しながら、入れていくべきものは入れていただければと思いますけれども、そういう預かり方で、専門委員の先生方はよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

◆早川座長 ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきたいと思います。

(2) その他

◆早川座長 それでは、時間が過ぎてしまいましたけれども、次の議事に移らせていただきます。「(2) その他」でありますけれども、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、消費者行政、先ほど消費者庁の関係がございましたが、簡単に御説明させていただいて、いずれにせよ、消費者庁との関係は別途整理したいと思います。

資料3でございます。これは9月8日に開かれました消費者行政推進会議の資料ですが、一番まとまっておりますので、ちょっと古いんですけども、これで御説明させていただきたいと思います。

全体は14ページになっておりますけれども、1/14ページをご覧ください。ここでは「準備中

の法案」になっておりますけれども、実は政府でもう国会の方に提出しております。その辺は御勘弁いただきたいと思います。

今、政府で提出しておりますのは、大きく3つの法案がございます。

「①消費者庁設置法案（仮称）」。これについては、ここに書いてございますけれども、内閣府の外局に消費者庁を設置するという内容でございます。

もう1つは、消費者庁設置に伴いまして、食品安全基本法も含めて関係法令を直す必要がございます。それをまとめたものが2つ目の「整備法」と言われるものです。

3つ目は、「すき間法」とも呼ばれてはいますが、消費者安全法というものが予定されております。これについては、概要をここに書いてございますけれども、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針を作ったり、また、都道府県、市町村による消費生活相談の事務の実施あるいは消費生活センターを設置させる。また、消費者事故等に関する情報の集約をしたり、消費者被害の防止のための措置を講ずる等の内容の法律でございます。

3／14 ページでございます。消費者庁設置法案でございますけれども、これは消費者庁を内閣府の外局として創って、消費者庁長官を長とするということでございます。

「(2) 所掌事務」は、非常に多岐にわたっております。食品関係でいいますと、「ス」辺りからですが、食品衛生法の表示の基準ですとか取り締まり、健康増進法の表示あるいは農林物資の品質に関する表示基準とか、そういうものがあります。

4／14 ページの「ト」のところで、私どもの所管でございましたが、食品安全基本法に規定する基本的事項の策定。この基本的事項は閣議了解され、毎年フォローアップもこの場でやっておりますけれども、この基本的事項の策定を消費者庁が行うという形になります。

また、食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整。リスクコミュニケーションは各省がやっております、うちもやっておりますけれども、その調整義務というのは今まで委員会がやっておりましたが、今回から消費者庁の方に移る形になります。

「(3) 消費者政策委員会」というものが消費者庁に置かれます。これについては、ア、イ、ウとありますけれども、うち関係の「ウ」のところに、食品安全基本法等々いろいろ法律がありますが、その規定により権限に属された事項を処理するということで、実は先ほどの基本的事項について、従来は行政で作って、食品安全委員会に意見を聴くという形でしたけれども、今後は食品安全委員会とともに消費者政策委員会にも意見を聴く形になります。したがって、そういう審議をしますので、その権限を規定する形でございます。

飛びまして、7／14 ページでございます。個別法でどういう改正がなされるか。各法をそれぞれ

書いてございますけれども、食品安全基本法だけ申し上げますと、今、申し上げたところですが、7/14 ページの一番最後の「ツ」のところにあります。食品の安全の確保に関する施策に係る基本的事項を定めるに当たり、内閣総理大臣は、食品安全委員会、従来は委員会だけでしたけれども、今回から消費者政策委員会の意見を聴かなければならないという形になってまいります。

飛びまして、12/14 ページをお開きください。消費者安全法というものが新しくできることになっております。これも簡単にどんなものか御説明しますと「(3)」からがよろしいと思います。

「(3) 消費者事故等に関する情報の集約等」ということで、「ア」ですけれども、消費者庁でございしますが、行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、消費者事故等が発生した旨等の情報を内閣総理大臣となっていますが、これは消費者庁と読み替えていただければ一番分かりやすいと思います。要は消費者庁に通知する。

消費者庁は、それによって得た情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表することになります。

「(4) 消費者被害の防止のための措置」ということで、「ア」ですけれども、消費者庁は消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様等消費者被害の発生・拡大の防止に資する情報を公表することになります。

「イ」で、消費者庁は、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、例えばこの法律以外の食品衛生法などの他の法律がございします。他の法律で、そのための措置が規定されている場合、その措置を速やかに実施することが必要なときには、その措置をすることを関係大臣に求めるという規定になっております。

13/14 ページにまいりまして、「ウ」ですけれども、消費者庁は、商品等や役務が安全性を欠くことによって重大事故が生じた場合、必要なときには、事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。勧告が入ってきております。

「エ」で、消費者庁は、勧告を受けた事業者が、勧告に係る措置を採らなかった場合には、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該措置を採ることを命ずることができる形になっております。

「オ」で、消費者庁は、商品等が安全性を欠くことによって、重大事故等が発生し、そして、急迫した危険がある場合には、消費者政策委員会の意見を聞いてということですが、必要な限度においてということで、6 か月以内の期間を定めて、その原因となった商品等を譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止又は制限することができるという形になっております。

「カ」で、消費者庁は、その禁止・制限に違反した事業者に対し、必要な措置を採ることを命ずることができる。そういう対応を採るということです。

一応これについては、現在、こういう形で国会の方に提出されておまして、この動向は見る必要がございますけれども、これらを踏まえて、別途また消費者庁との関係については親委員会の方で整理させていただいて、最終的には恐らく一体のものとなると思いますが、取りまとめの上、企画専門調査会で御議論いただくことを考えております。

以上でございます。

◆早川座長　ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

消費者庁との連携の在り方については、事務局でこれから整理するということでございます。

それでは、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事はすべて終了ということでございますが、次回の日程につきまして、事務局にお伺いいたします。

◆大久保総務課長　次回は、自ら評価の第2回目の絞り込みを基本的に行いたいと思います。その際、併せて運営計画の実施状況の中間報告も御審議いただきたいと思います。

各専門委員の日程を調整させていただきまして、次回は11月20日10時から12時半ということで、午前中で申し訳ございません。また2時間半ということで申し訳ないんですけれども、そこでセットさせていただきたいということで、お願いいたします。

それから、本日の改善に向けた検討の論点については、座長とまた相談させていただきまして、いずれにせよ親委員会で審議後、骨子がまとまった段階でまたお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◆早川座長　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第26回企画専門調査会を閉会いたしたいと思います。活発な御議論、どうもありがとうございました。